

(仮称) 北 3 条広場プロモーション業務に係るプロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

平成 25 年 (2013 年) 9 月 27 日

札幌市長 上 田 文 雄 印



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課

電話 (011) 211-2692

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

(仮称) 北 3 条広場プロモーション業務

(2) 成果品の納入場所

上記 1 のとおり

(3) 業務内容

ア (仮称) 北 3 条広場活用の促進に向けた各種プロモーション企画・実施

イ オープニングイベントの基本計画策定

ウ 報告書の作成

(4) 履行期限

契約締結の日から平成 26 年 3 月 28 日 (金) まで

3 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領 (平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁) の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法又は民事更生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

4 手続等

(1) プロポーザル実施要領の交付

平成 25 年 9 月 27 日 (金) から都心まちづくり推進室ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 平成 25 年 9 月 27 日 (金) から平成 25 年 10 月 18 日 (金) ま

での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。(ただし、10 月 18 日(金)に関しては、午前 8 時 45 分から午後 12 時 00 分までとする。)なお、郵送の場合は、配達記録にて平成 25 年 10 月 18 日(金) 12 時 00 分必着とする。

ウ 提出場所 上記 1 のとおり

## 5 選定方法

### (1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を選定委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

### (2) 二次審査(ヒアリング)

選定委員会においてヒアリングを実施し、一次審査と併せて採点する。この二次審査により、入選者を選定する。

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(2) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 企画提案に虚偽の記載・申告がある場合

イ 企画提案書に記載された総括責任者が、極めて特別な場合(死亡、入院等)を除き担当できないことが明らかになった場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ その他、選定委員会において不相当と認められた場合

(3) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 詳細はプロポーザル実施要領による。

(6) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。